

(この条例の目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本的事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の安全で平穏な生活の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団の排除 暴力団の不当な活動又は暴力団員による不当な行為を防止し、及び暴力団又は暴力団員が市民等の生活又は事業活動に不当な影響を及ぼすことを排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団密接関係者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を、その業務に関し、監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次のいずれかに該当する行為をした事業者(法人その他の団体(以下「法人等」という。)を除く。)
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与(以下「利益供与」という。)をする行為
 - (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- エ 法人等である事業者で、その役員又は監督責任者がウ(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する行為をしたもの
- オ アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者を相手方として、市が締結する契約に係る下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結している事業者
- (5) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定による兵庫県公安委員会の指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う団体並びに国及び他の地方公共団体をいう。
- (6) 市民等 市民並びに本市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人等をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団及び暴力団員が市民等の生活又は事業活動に不当な影響を及ぼすものであるという認識の下に、暴力団及び暴力団員を恐れないこと、暴力団又は暴力団員と交際しないこと、暴力団又は暴力団員を利用しないこと並びに暴力団又は暴力団員に利益供与をしないことを基本として、市民等の安全で平穏な生活の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展のために、市、関係機関等及び市民等が緊密に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団及び暴力団員と一切の関係を持たないよう努めるとともに、市又は関係機関等が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

2 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市又は関係機関等に対し、当該情報を提供しよう努めるものとする。

(市に対する不当な要求等に対する措置)

第6条 市は、その職員が暴力団又は暴力団員による不当な要求その他の活動に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(契約事務において講ずべき措置)

第7条 市は、契約の締結及びその履行により暴力団の利益になることがないよう、暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者(第16条を除き、以下「暴力団等」という。)に市が施行する競争入札(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項に規定する競争入札をいう。)の参加者の資格を与えないことその他暴力団等が市が締結する契約に関与することを排除するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、必要があると認めるときは、市が締結する契約に関与する者が暴力団等であるかどうかを確認するため、兵庫県警察本部長(以下「警察本部長」という。)から必要な情報を収集することができる。

(補助金等を交付する事業において講ずべき措置)

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金(以下「補助金等」という。)を交付する事業の執行により暴力団の利益になることがないよう、暴力団等が当該事業に関与することを排除するために必要な措置を講ずるものとする。

2 前条第2項の規定は、補助金等を交付する事業に関与する者について準用する。

(公の施設における措置)

第9条 市長又は尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、条例で別に定めるものを除くほか、市が設置する公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)のうちその設置及び管理に関する事項を定める条例(以下「施設条例」という。)が制定されているもの(以下「特定施設」という。)の利用(以下この条において「利用」という。)又は特定施設における行為(以下この条において「行為」という。)が暴力団の利益になると認めるときは、これらの施設条例の規定にかかわらず、当該利用の許可(承認その他の処分を含む。以下この条において同じ。)又は当該行為の許可をしないこと、既にしたこれらの許可を取り消すことその他の利用又は行為の制限に関する処分を行うことができる。

2 市長又は教育委員会は、必要があると認めるときは、利用又は行為が暴力団の利益になるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。

3 施設条例の規定により指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に特定施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が利用の許可又は行為の許可、これらの取消しその他利用又は行為に関する業務を行うときは、当該指定管理者を市長又は教育委員会とみなして、前2項の規定を適用することができる。この場合において、前項中「ときは」とあるのは「ときは、市長(教育委員会の所管に属する特定施設にあっては、教育委員会)に対し」と、「聴く」とあるのは「聴くことを求める」とする。

(行政財産における措置)

第10条 市長その他行政財産(地方自治法第238条第4項に規定する行政財産をいう。以下同じ。)を管理する権限を有する市の機関(以下「市長等」という。)は、行政財産の使用(以下この条において「使用」という。)の許可(同法第238条の4第7項の規定による使用の許可をいう。以下同じ。)の申請があった場合において、当該使用が暴力団の利益になると認めるときは、法令(市の条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。)の規定にかかわらず、当該使用の許可をしないことができる。

2 市長等は、使用の許可をした場合において、当該使用が暴力団の利益になると認めるときは、法令の規定にかかわらず、当該使用の許可の取消しその他の使用の制限に関する処分を行うことができる。

3 前条第2項の規定は、使用について準用する。この場合において、同項中「市長又は教育委員会」とあるのは、「市長等」と読み替えるものとする。

(市の事務事業からの暴力団等の排除)

第11条 第7条から前条までに規定するもののほか、市は、事務事業の執行により暴力団の利益になることがないよう、暴力団等が市の事務事業に関与することを排除するために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援)

第12条 市は、暴力団事務所(暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。)が運営されないようにするための活動その他の暴力団の排除のための活動に主体的に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年を守るための取組)

第13条 市は、青少年が暴力団に加入し、又は暴力団若しくは暴力団員による犯罪その他の行為が青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすことがないよう、関係機関等との連携を図りながら、青少年に対する教育、情報の提供及び啓発に取り組むものとする。

第14条 削除

(令5条例8)

(暴力団の威力の利用等の禁止)

第15条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団の威力を利用し、又は暴力団員を使用してはならない。

(利益供与の禁止)

第16条 市民等は、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者が指定した者(以下この条において「暴力団等」という。)に対し、利益供与をしてはならない。

2 市民等は、自己が業務を行うことを暴力団又は暴力団員が容認することの対償として、暴力団等に対し、利益供与をしてはならない。

3 前2項に規定するもののほか、市民等は、正当な理由なく、暴力団等に対し、暴力団の利益になる利益供与をしてはならない。

(祭礼等からの暴力団等の排除)

第17条 祭礼、興行その他の不特定又は多数の者が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者及びその運営に携わる者は、暴力団又は暴力団員が当該行事に関与することを排除するために必要な措置を講ずるよ

う努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則(令和5年3月9日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第16項の規定は、公布の日から施行する。

(委任)

16 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が、又は市長以外の旧実施機関が市長と協議して定める。